

パブリック・コメントその他検討課題への対応について

2018年3月28日
日本図書館協会目録委員会

『日本目録規則（NCR）2018年版』の「全体条文案」（2017年2月3日公開）に対しては、パブリック・コメント募集（7月末まで）および検討集会（大阪、東京）の席上で、多くのコメント（ご意見・ご要望）を頂戴しました。日本図書館協会目録委員会と国立国会図書館収集書誌部は、一つひとつのコメントについて対応を検討し、必要な修正を行いました。また、全体条文案において、未決着の検討課題が残っていることを条文コメントで明示していた箇所もあり、これらについても検討・修正を実施しました。

「予備版」公開にあたり、主な事項の検討結果をまとめ、以下のとおり公表いたします。

- ・検討事項のうち、全般的・横断的な問題について、本文書で説明します。
- ・個別的な問題については、別表で説明します。
- ・文章表現等に関する、比較的軽微な修正点については省略します。
- ・本規則の実運用に向けての課題、活用の展望、研修計画などについてのご意見もありましたが、本文書では条文案そのものに関わる問題に限定して説明します。

1. 規則の名称および全体構成に関する問題

1.1 本規則の名称について

RDA（Resource Description and Access）と異なり、『日本目録規則』の名称を継承しようとしていることについて、疑問の指摘がありました。「ガイドライン」「作成指針」といった、より規範性を緩めた名称が望ましいという指摘です。

全体条文案時点で「仮題」としていた『日本目録規則 2018年版』を採用することとしました。本規則に沿って作られたデータや規則中のエレメント、語彙等が図書館コミュニティを超えた相互運用性を持つことは重要ですが、本規則自体は図書館における目録作成を基本的な適用範囲とするものと考えています。ICP（国際目録原則）では「目録規則」の語が用いられていること、NCR1987年版を継承する内容も多いこと等を勘案し、この名称としました。

1.2 アクセス・ポイントの構築について

第2部（属性の記録）において、RDAとは異なり「属性の記録」と「アクセス・ポイントの構築」を分離していることについて、疑問の指摘がありました。実際には、例えば第4章と第22章をあわせて適用して著作に対するデータを作成するので、分離は不便ではないかという指摘です。

そのままとしました。RDAにおいてもNCR2018年版においても、典拠形アクセス・ポイント等は属性のエレメントとして記録した値を組み合わせて表現されるもので、それ自体が独立したエレメントではありません。こうした認識から、別建ての構成としています。

1.3 属性総則について

第1章（属性総則）にある表記や読みに関する規定は、むしろセクション5（アクセス・ポイントの構築）の冒頭にあるべき（あるいは両方にあるべき）との指摘がありました。書誌データは多少粗くともアクセスに支障がないのに対して、典拠データにこそ正しい表記や読みが求められるとの理由からです。

そのままとしました。アクセス・ポイントは属性のエレメントとして記録した値を組み合わせて構築されるため、表記や読みの規定は必要ないと考えています。

統制形の表記や読みの規定は主に第 4～12 章に求められます。第 2 章が大部のため、属性総則がやや離れた位置になりますが、転記なども含め、属性の記録の基本的な規定が第 1 章にまとまるようにしています。

1.4 エレメントの位置づけについて

属性のエレメントのいくつかについて、位置づける実体を疑問視する指摘がありました。例えば表現形の属性としている「賞 (#5.26)」などです。

RDA との相互運用性を担保するため、エレメントは原則として一対一対応させており、属性を位置づける実体も対応させています。このため、全体条文案のままとしています。

1.5 体現形と個別資料について

体現形と個別資料は RDA のように同一の章とするほうがよいのではないかと指摘がありました。実際の目録作業は手元の個別資料を見て行われるので、そのほうが「表示を転記する」という構造が理解しやすくなるとの理由からです。

そのままとしました。個別資料を見て目録作業が行われるのはその通りですが、規則構造としては実体別のほうがわかりやすいと判断しました。また、作業の上で、体現形の属性か、個別資料の属性かを分けて捉えることが必要な場合があるという意見が一方であります。

1.6 和古書・漢籍に関する規定について

検討が不十分な状態にある和古書・漢籍に関する規定について、本規則からは除外したうえで改めて検討したほうがよいとの指摘がありました。また、現代書の規定と混じると使いにくく、別建てにすることを求める意見もありました。

全体条文案以後も十分な検討はできておらず、不十分な状態のままの刊行となり申し訳ありません。今後充実をはかる必要があると考えています。ただ、NCR1987 年版改訂 3 版で整理された諸規定についてはなるべく生かしたいと考え、いったん削除するという選択はしませんでした。

現代書の規定と混じっている状態もそのままとしています。和古書・漢籍に限定された条文を一般規定に入れ込むのはなるべく避け、別条項とするよう努めました。

1.7 付録について

全体条文案時点では、付録については一部しか提示できていないだけでなく、構成も検討中の状態でした。パブリック・コメントとしては、用語解説の充実、データ事例集の充実、NCR1987 年版との対照表、RDA との対照表などを求める意見がありました。

改めて必要性を検討し、付録の構成を整理しました（予備版段階では、提示できていないものも多くあります）。

当初想定していた付録のなかで、最終的に含めないこととしたものがいくつかあります。個人の名称のための追加規定（様々な言語の個人名に関する規定）については、標準的な参考資料の使用を推奨し、規則内では作成しないこととしました。RDA との対照表は、要望は寄せられていますが、RDA も変化していくなかで、作成困難との結論にいたりしました。

ISBD、MARC21 などとのマッピングおよびデータ作成事例集については、今後の更新・拡充の可能性を考慮し、本規則には含めず別途の参考資料として作成の検討を行います。

用語の解説については、使いやすさを考慮して「用語解説」と「語彙のリストの用語」の 2 種を作成することとしました。「三次元資料の種類を示す用語と用いる助数詞」も作成します。

2. 重要な用語に関する問題

2.1 FRBR 由来の用語について

実体の名称をはじめとする新規の用語について、用語解説だけでなく規則本体においてきちんと説明すべきとの指摘がありました。

#0.3 (本規則が依拠する概念モデル) を新設し、実体、属性、関連等に関する説明を行いました。モデルの概要を示す図も掲載しています。

2.2 新規の用語について

その他新規の用語で耳慣れないものや意味合いの変わった用語について、条文中に説明がほしいとの要望がありました。

「記述」(#0.5.1.4)、「イテレーション」(#1.3) のように説明を加えたものもあります。ただ、別途用語解説を作成しますので、基本的にはそちらに委ね、本文中での説明は限定的に行っています。

2.3 「資料」について

RDA 等における resource にあたる「資料」について、いくつかの指摘がありました。一つは、「資源」のほうが適切というものです。「資料」は有形物を連想させるため好ましくなく、図書館情報学分野でも「資源」が用いられることが多いとの理由です。別の指摘としては、著作～個別資料の総称を「資料」としている一方で、第 2 章等で体现形を指して「資料」と呼ぶ場合もあり、わかりにくいというものです。これについては、RDA も resource の語を両方の意味で使ってきたところ です。

「資源」に改めることはせず、「資料」のままとしました。図書館で「資源共有」等と用いる場合は必ずしも情報資源のみを指さず人的資源等も含んでいると思われる。「国際目録原則」日本語訳など resource を「資源」と訳している例はありますが、まだ一般的とは言えません。また「電子資料」「継続資料」など、無形物も含んで用いられる例も定着しています。目録が対象とするものとして、「資料」の語が最もわかりやすいと判断しました。

体现形など特定の実体のみを指す場合については、実体名への置き換えを検討しました。しかし、情報源を問題にする場合の「資料自体」「資料外」などを筆頭に、「体现形」より「資料」のほうがわかりやすい文章となる場合が多くあります。また、前記のとおり「〇〇資料」で定着した用語もあります。結果的には、置き換えは一部にとどめています。なお、「資料」の用法について、用語解説だけでなく、#0.3.1 にも述べています。

2.4 「著作」について

RDA 等における work にあたる「著作」について、「作品」とすべきとの指摘がありました。著述されたもののみを指すのではないとの理由からです。実際、条文案でも音楽については、「音楽著作」ではなく「音楽作品」を用いています。

「作品」に改めることはせず、「著作」のままとしました。「著作」には確かに問題がありますが、「作品」も文学・芸術領域以外の著作物にはあまり使われない語で、最適とはいえないと判断しました。FRBR ではじめて登場したわけではない、古くから用いられてきた用語・概念でもあり、既存の「著作」を優先しました。

2.5 「家族」について

RDA 等における family にあたる「家族」について、「家」とすべきとの指摘がありました。アーカイブズの世界では「家」が一般的であること、family は両方を含むが日本語の

「家族」「家」は同じ意味ではなく目録が扱うのは後者であること、との理由からです。

「家」に改めることはせず、「家族」のままとしました。「著作」ほど定着した目録用語とは言えませんが、「家族名件名」などの用語は以前からあります。アーカイブズ領域では「家」が一般的とは思いますが、図書館領域で用いられている形を優先しました。また、「家」は訓読みのため熟語形成に難があることも考慮して判断しています。

2.6 「作成者」について

RDA 等における creator にあたる「作成者」について、「創作者」とすべきとの指摘がありました。策定側でも課題としていたところでした。一方で、メタデータ関連の文書等では「作成者」が一般的との指摘もありました。

「創作者」に改めました。「データ作成者」等の語も使っている中で、著作の生成（著作にのみ用いる）をより明確に表す用語にすべきと判断しました。確かにメタデータ関連の規則（例：JIS X0836）等では通常「作成者」が用いられていますが、図書館目録の用語として「作成者」が以前から広く用いられてきたわけではないことも考慮し、今後の紛れのなさを優先しました。なお、これに伴い、動詞としても「作成」の多くを「創作」と修正しています。

2.7 agent にあたる用語の採用について

RDA 等では、個人・家族・団体の総称として agent の用語を用いるようになっていて、これを採用してはどうかとの提案がありました。訳語の難しさについては、「行為主体」「主体」等の提案がありました。

今回は、採用を見送りました。IFLA LRM (Library Reference Model) では実体と認定されており、いずれは採用の必要があると認識しています。しかし、2018 年版の最初の時点では FRBR 等の概念モデルに基づき、LRM への対応はその後としていますので、今回は採用しません。

2.8 「サブエレメント」、「エレメント・サブタイプ」について

「サブエレメント」、「エレメント・サブタイプ」は混乱しやすいとして、「構成エレメント」「種類エレメント」という提案がありました。

日本語化には決め手となる案がなく、メタデータの世界で用いられている片仮名形のままとしました。なお、下位エレメントを列挙して示す条項名に「構成」「種類」を使い分けていましたが、より直截に「サブエレメント」「エレメント・サブタイプ」を条項名としました。

2.9 エレメント名の「日付」について

全体条文案では、NCR1987 年版を継承して「出版年」(#2.5.5) 等のエレメント名称を用いていましたが、RDA では date の語を用いており、また月日まで記録する場合もあることから、検討課題としていました。「日付」のほうが適切との指摘もありました。

「出版年」、「頒布年」、「製作年」、「制作年」、「著作権年」について、それぞれ「出版日付」等に改めました。「生年」、「没年」、「学位授与年」等については、記録の方法において年表記が原則となることを考慮し、そのままとしました。

2.10 「製作」と「制作」について

全体条文案では、RDA の manufacture statement を「製作表示」(#2.7)、production statement を「制作表示」(#2.8) としていましたが、同音で非常に紛らわしいとの指摘がありました。

「出版表示」、「頒布表示」、「製作表示」がいずれも刊行物を対象とするのに対して、「制作表示」は非刊行物を対象とすることから、#2.8 および下位のエレメント名称を「非刊行物の制作表示」「非刊行物の制作地」等とすることとしました。「製作」はそのままです。

2.11 「電子」、「デジタル」について

「電子資料」と「デジタル資料」がそれぞれ用いられているなど、両者の使い分けが明確でないとの指摘がありました。

個々の箇所を見直した結果、基本的には「デジタル」を用いることとしました。ただし、「電子資料」は定着しているため、これに限っては「デジタル資料」ではなく「電子資料」に統一しました。

2.12 「内容」、「コンテンツ」について

多くの箇所ですべての表現が用いられ、両者の使い分けが明確でないことが課題となっていました。

個々の箇所を見直し、原則として「内容」に統一しました。

2.13 「識別」、「判別」について

「著作の一般に知られているタイトルと体现形の本タイトルが異なる時、著作を識別できる。」「同一タイトルをもつ複数の著作が存在するとき、各著作を判別できる。」(ともに#22.0.1)のように用いている「識別」、「判別」の語について、その使い分けの基準を問う指摘がありました。

統一は行わず、使い分けています。「識別」は英語の identify に相当する場合、「判別」は英語の differentiate に相当する場合に用いています。

2.14 語彙のリストの用語について

各エレメントで表に示している語彙のリストおよび付録としている関連指示子の用語について、その位置づけや必要性を疑問視する指摘がいくつかありました。

RDA との相互運用性を担保するため、RDA で設定されている用語は原則として採用し、日本の事情から追加すべきものを少数追加しています。RDA の用語の削除や移動は行っていません。なお、付録 B.1 「語彙のリストの用語」で各用語の定義を明確にする予定です。

3. 規定についての横断的な問題

3.1 各エレメントの「記録の目的」「記録の範囲」について

各エレメントの「記録の目的」について、定義的な文など「目的」にはそぐわないものが見られる、より上位の「目的」との整合性を精査すべきである、等の指摘がありました。また、「記録の範囲」について、「適用範囲」のほうがふさわしいのではないかという条項名に関する指摘、また「〇〇は、エレメントである。」等は記録の範囲の内容とは言えないといった指摘がありました。

再検討の結果、以下の修正を横断的に実施しました。

- ・「記録の目的」は属性と関連の各章の冒頭および複数の属性を包含する条項(例: キャリアに関する情報 (#2.14)) のみに置くこととし、各エレメントからは削除しました。
- ・「記録の目的」に含まれていた「この章では、体现形の属性の記録について規定する。」等の文は、通則の直下に移動しました。
- ・「記録の範囲」に含まれていた「〇〇は、エレメントである。」「〇〇は、コア・エレメン

- トである。」等の文は、エレメント名の直下に移動しました。
- ・「記録の範囲」については、NCR1987年版も用いているこの表現のままとしています。

3.2 文字種と読みの規定について

全体条文案の#1.12（統制形の記録）における文字種と読みの規定については、様々な指摘がありました。特に焦点となるのは、①統制形に限定すると、従来入力している体現形のタイトルの読みなどが含まれなくなる、②「漢字仮名まじり形」、「漢字形」、「片仮名形」等の文字種の別が極めてわかりにくい、の2点です。これらを解決するための対案（修正条文案）もいただきました。

再検討し、大幅な修正を行いました。要点は以下の通りです。

- ・#0.9（言語・文字種）を新設し、#0.9.1で表記の形を整理することとしました。
- ・表記の形の分類は、「漢字仮名まじり形」等を全面的に見直し、「表示形」、「翻字形」、「片仮名表記形」、「読み形」（さらに細分）としました。
- ・全体条文案の#0.8（優先言語・文字種の選択）の内容は、#0.9の下位に繰り込みました。
- ・属性総則に置いていた目録用言語の規定を、#0.9.4に移しました。属性だけでなく関連の記録にも用いられる場合があるためです。
- ・用語「表示形」を設定したことにより、#1.11（統制形の記録）の規定は、文字種ではなく言語別に置くこととしました。
- ・読みの規定は統制形の記録から外し、#1.12（読みの記録）を新設しました。これに伴い、統制形をとらないエレメント（特にタイトルには限定していません）においても読みの記録ができることとしました。

3.3 条項内の箇条書きについて

長文にわたる条項については、a)、b)…などと箇条書きにして構造化し、読みやすくすべきであるとの指摘がありました。

また、同一条項内で a)、b)…の箇条書きが複数種類ある場合に、通し番号としている箇所について、新たな付番（a）に戻る）としたほうが読みやすいとの指摘がありました。

- ・可能な限り、箇条書きにするよう努めました。
- ・付番については、運用が不統一でした。検討の結果、箇条書きの項目に対する参照もありえることから、同一条項内ではすべて通し番号とすることとしました。

3.4 別法について

別法を設ける場合は、本則と異なる箇所を* *で囲んで示していますが、本則と共通の前提条件を含んでいる場合があり、より厳密に異なる部分のみに付したほうがよいとの指摘がありました。

* *は文単位で付しています。文節等の単位で付すと煩雑になる場合もあることから、この方針のままとしました。なお、文を単位とすることを、#0.7に明示しました。

3.5 例示の記載方法（区切り記号法等）について

例示の記載方法についての説明が不十分との指摘がありました。特に、ISBD区切り記号法を用いている例や読みの例示に「|」を用いている例について、本規則としてエンコーディングを制約しているわけではないことを明示すべきとの指摘がありました。

特定のエンコーディングを求めているわけではないことを明確にするため、まず区切り記号を用いる例示を極力減らす修正を行いました。エレメントの繰り返しや複数エレメントの表示はなるべく改行し、必要に応じて【 】を用いてエレメント名を示しています。とはいえ、読みを示す場合等は記号の使用が最もわかりやすいため、#0.8.1を新設して記号を使用する場合について明示しました。

また、必要に応じて、個々の例示に（ISBD 区切り記号を使用した例）等の説明を付すことも行っています。

なお、例示中のスペースの有無を記号で明確化してほしいとの要望もありましたが、これは採用しませんでした。

3.6 例示の追加について

例示を追加してほしいとの要望が、多くの個所で寄せられました。

ある程度の増強をはかりました。外部からお寄せいただいた例示もあり、お礼申し上げます。しかしながら、適切な例示が見つからない箇所も残っています。

4. 重要な規定の修正等

4.1 タイトルのエレメント・サブタイプの配置

#2.1（タイトル）のエレメント・サブタイプは#2.1.1（本タイトル）以下、RDA と同じ配置にしていました。異形タイトルが#2.1.5 に配置されていることに対し、末尾に位置させるべきではないかとの指摘がありました。

指摘のとおり、#2.1.9 に移しました。#2.1.5～#2.1.9 の条項番号に変更が発生していません。

4.2 出版表示等の構成について

出版表示、頒布表示、製作表示、制作表示について、それぞれ「～地」、「並列～地」、「～者」、「並列～者」、「～年」の5種のサブエレメントがあり、規定内容も同趣旨のものが繰り返されています。出版表示の規定を参照させる簡素な構成も考えられるとして検討課題となっていました。簡素な構成に賛同する意見もありました。

将来的に変更箇所が出てくる可能性等を考え、それぞれ独立させた構成のままとしました。

4.3 出版地等の記録の方法

#2.5.1（出版地）等のエレメントについて、全体条文案では RDA に基づき、情報源に表示されているとおりに記録する規定を本則とし、主に日本の地名について、従来の目録慣行を担保する別法を設けていました。これに対して、本則と別法を入れ替えたほうがよいとの意見がありました。

本則と別法を入れ替えを行いました。

4.4 出版日付等の記録の方法

#2.5.5（出版日付）等のエレメントについて、全体条文案では RDA に基づき、情報源に表示されているとおりに記録する規定を本則とし、西暦を採用するなど従来の目録慣行を担保する別法を設けていました。これに対して、本則と別法を入れ替えたほうがよいとの意見がありました。

本則と別法を入れ替えを行いました。

関連して、#1.10.10.5（日付）を改め、エレメントごとに用いる暦を規定することとしました。

4.5 上位レベルの記録

全体条文案では#2.10 について、エレメントの名称は「シリーズ表示」とするものの、範

囲を広く「上位書誌レベルの表示」と捉え、特に構成レベルから見た「上位書誌レベルの表示」（例えば、雑誌記事の収録誌、論文の収録図書）も対象としていました。ただし、表現に無理が生じるとの異論もあり、検討課題としていました。

RDA や MARC 上での扱いなどを検討した結果、現時点では#2.10 の範囲から除外することとしました。刊行後、国際標準等の動向によって、再検討する可能性があります。

これらの情報は、専ら体现形間の関連として記録することとなります。#43.3.1 に例示を増強しました。

4.6 下位レベルの記録

策定の初期段階で、記述対象の構成部分（NCR1987年という内容細目）を体现形の属性として記録することを意図し、#2.11 にエレメントを設ける検討を行いました。しかし、RDA には対応する属性のエレメントが存在しないこと、関連の記録（資料に関するその他の関連）との役割分担が曖昧であること等から、全体条文案では保留していました。

#2.11 の条項番号と見出しは残し、現時点では不使用としました。刊行後、国際標準等の動向によって、再検討する可能性があります。なおこの決定に伴って、総説、属性総則等にも修正を行った箇所があります。

体现形の下位レベルについての情報は、専ら体现形間の関連として記録することとなります。#43.3.1 に例示を増強しました。

4.7 優先タイトル、優先名称の言語・文字種について

著作の優先タイトルおよび個人・家族・団体、場所の優先名称について、全体条文案まで原語形を本則とし日本語形を別法としてきましたが、日本語形を本則とすべきとの意見もあり、検討課題となっていました。

パブリック・コメント等でどちらかを強く推す意見はありませんでした。各機関の運用状況も勘案し、原語形を本則とする全体条文案のままとしました。

4.8 エレメントの記録の対象とする資料の範囲について

表現形のいくつかの属性のエレメントで、対象とする資料の範囲を問う指摘がありました。例えば、#5.18（音声）には特に対象範囲が述べられておらず、ほとんどの資料で「無声」と記録することになるのか、という指摘です。

エレメントの設定と定義については、RDA との相互運用性の担保を重視しています。#5.18 は通常映像資料等に用いられるものと思いますが、RDA と異なる限定は行わず、運用に委ねることとしました。

4.9 日本人等の姓名を区切るコンマについて

姓名を区切るコンマは本来転置を表すものであり、日本人など通常「姓 名」と表記する慣行をもつ人名に使用するの是不適切との指摘がありました。同様の慣行をもつ国の規則の状況や、不都合が起きる検索システムの例なども踏まえた指摘で、スペースもしくは別の記号で区切るとの提案もありました。

これについては、1987年版でもコンマとしており、国内の運用にも揺れがないことから、改めることは行いませんでした。

4.10 個人の属性「職業・専門分野」について

全体条文案の#6.5（職業・専門分野）は、RDA では2つのエレメントに分かれており、職業のみが個人の識別要素として典拠形アクセス・ポイントの一部となりえます。日本の目録慣行では分野も個人の識別要素として（1987年版の表現では、統一標目への付記事項と

して) 用いられてきました。RDA との相互運用性の観点から、このエレメントの扱いが課題となっていました。

#6.5 (活動分野)、#6.6 (職業) の 2 つのエレメントに分離しました。エレメントの設定については RDA と一対一対応させるという原則を守ることにしました。ただし、両者とも識別要素と扱います。なお、この措置により第 6 章は条項番号に大幅な変更が生じています。

4.11 異形アクセス・ポイントの規定について

異形アクセス・ポイントについて、全体条文案では異形タイトルまたは異形名称を基礎とするとしていましたが、優先タイトルまたは優先名称を基礎とするものも認め、より柔軟な対応ができるようにすべきとの意見がありました。なお、2017 年 4 月に RDA がこの趣旨の改訂を行っています。

セクション 5 の各章について修正を行い、優先タイトルまたは優先名称を基礎とするものも認めることにしました。

5. その他個別的な事項

その他個別的な事項については、別表の通りです。

| No. | 条項番号 | コメント・課題内容 | 対応結果 |
|-----|-----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 序説1-1 | 目録の対象を「図書館のコレクションに含まれる資料」とするのは現在では狭いのではないか。アクセス権契約による資料も増えているはず。 | 指摘に沿って「図書館で利用可能な資料」と改めました。 |
| 2 | 序説2-2 | NCR1987年版の背景にNACSIS-CAT、図書館業務システム、OPACを挙げているが、日本におけるOPAC導入はもう少し後ではないか。 | 指摘の通り、1980年代半ばにはまだOPACの本格的な導入にはいっていないので、ここでの言及は削除しました。 |
| 3 | #0.1 (→ #0.4) | 目録の機能の説明はICPに依拠しているの、その明示が必要では。また、順序として、目的、概念モデル等の後ろにあるほうがよい。 | 指摘に沿って、目的、他の標準・規則との関係、概念モデルの後ろに、#0.4として目録の機能を位置付けました。またICPに拠ることを明記しました。 |
| 4 | #0.4.4 (→ #0.5.4) | 「本規則では、統制形アクセス・ポイントを、単にアクセスポイントとよぶことがある」とあるが、どういふ場合か明記すべきでは。 | 全体を通じて、「統制形アクセス・ポイント」、「典拠形アクセス・ポイント」は省略しないこととし、この文は削除しました。 |
| 5 | #1.2.2 | このあたりに、「記述」(description)と「記録」の用語説明の条文が必要ではないか。 | 関連の記録も記述の一部と考えられるため、属性総則ではなく、総説に#0.5.1.4(実体の記述)を追加しました。「記録」の説明は、特に行っていません。 |
| 6 | #1.3 | 「書誌データの根幹は、体現形の記述である」と規定されているが、FRBRの各実体には等しい重みがあるのでは。 | 目録作業の中心になるという意味で用いており、そのままとしました。意義の重い・軽いの含意を持たせているわけではありません。 |
| 7 | #1.3 | 「イテレーション」が初出である。用語解説に定義されるとしても、初出時に「イテレーション(更新資料における更新状態)」といった説明を付記したほうがよい。 | 指摘の通り、追加しました |
| 8 | #1.5.1 | 基礎書誌レベルについて、「記述対象として選択することが望ましい」と表現してよいか、検討課題となっていた。「記録される通常のレベル」等の対案があった。 | そのままとしました。物理単位によるデータ作成も実際に行われているので、「通常のレベル」等では混乱すると判断しました。 |
| 9 | #1.5.1 | 図1.5.1(書誌階層構造)の「情報」は、「データ」とすべきでは。 | 「情報」のままとしました。「データ」とすると、それぞれが独立性をもってリンクされているというイメージになり、意図するところではありません。 |
| 10 | #1.5.2.1、 #1.5.2.2 | 「資料の部分に関する情報」「より大きな単位の資料に関する情報」は、著作に関する情報も含むために「体現形」ではなく「資料」を用いていると思うが、明示しないと理解しにくいのでは。 | (著作に関する情報をも含む)と付記しました。 |
| 11 | #1.6 | 「記述の基盤」ではなく、なぜ「識別の基盤」という用語を使用しているかについて、説明が必要。 | RDAがbasis for identificationを用いているので「識別の基盤」としました。特に、条文中では説明していません。 |
| 12 | #1.9c) | 「データ作成機関の定める目録用語を用いて記録する」とリストから選ぶということとの関係が不明確。 | リスト上の日英の選択に加え、他言語の相当する語を用いるという場合も想定している。「日本語または英語以外の言語を目録用語とする場合」について追加しました。 |
| 13 | #1.11.4 (→ #1.10.4) | 「改行して表示されている情報を続けて記録する場合などに、必要に応じて句読記号を追加する。」は転記の原則に反するし、揺れを生じる恐れがある。 | 必要性があると考え、そのままとしました。例示を追加しています。 |
| 14 | #1.12 | 読みは片仮名、ローマ字どちらでもよいとのことだが、「大木」が「oki」となりオオキと記録されないなど、ローマ字での日本語表記には欠陥がある。片仮名を義務化してもよいのでは。 | 片仮名読み形が広く運用されていますが、義務とまではせず、そのままとしました。 |
| 15 | #1.12.3 (→ #1.12.2) | ピンインを読みとすることに違和感がある。表紙等に単語単位でスペースが入った形の拼音が表記されているケース等を考えるのであれば、異形アクセス・ポイントとするほうがよいのでは。 | 読みとして扱われている実績もあり、そのままとしました。異形アクセス・ポイントとすることを禁止するものではありません。 |
| 16 | #2.0 | この章で#2.1以降に出現する各種資料(複製、初期印刷資料、和古書・漢籍、音楽資料、楽譜、地図資料、動画資料、オンライン資料、静止画、三次元資料、文書・コレクションなど)の具体的な定義があるとわかりやすいのでは。 | 冗長になりますので、用語解説に委ねることとしました。 |
| 17 | 用語 | 体現形の記録の条項のなかで「著作」という用語が使われていますが、この用語は妥当なのか。 | 第2章においても、著作に言及すべき条文はあると考えています。個別に再点検しました。 |
| 18 | #2.0.2.1 | 「資料自体の範囲」という項目名は稚拙では。「体現形の記述の対象となる資料の範囲」としてはどうか。条文中の「資料自体」は「記述対象資料」とすることを提案する。 | 「資料自体」は簡明な表現と考え、残しました。なお、全体条文案には「資料内」も用いていましたが、「資料自体」に統一しています(対義は「資料外」)。 |
| 19 | #2.0.2.2.1.1~ | 図書(ほか)と逐次刊行物とにまず分け、その上でそれぞれ、タイトルページ等がある場合、不十分な場合、無い場合を規定構造のほうが理解しやすいのではないか。 | 検討しましたが、大きな改善には必ずしもならないという判断で、そのままとしています。 |

| No. | 条項番号 | コメント・課題内容 | 対応結果 |
|-----|-------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 20 | #2.0.2.3.2 | 通常は識別情報を有しない種類の資料(写真、自然物、コレクション等)について、資料外から情報を採用した旨を記録しないとあるが、何に拠っているのかは必要ではないか。 | 通常すべて資料外からの採用となるので、本則はそのままにしました。別法でも「注記としては記録しない。」としていた点は改め、注記も可能としました。 |
| 21 | #2.1.0.2 | 「タイトルは、資料内の情報源、ジャケットや～」となっているが、「ジャケット」と他の個所で使われている「カバー」は異なる意味か? | 不統一であり、「カバー」に統一しました。 |
| 22 | #2.1.0.4 | 長いタイトルを省略した場合に用いる省略記号スリドットは日本語の記述に馴染まない。欧文タイトルに限定した規定にしてはどうか。 | 一概に馴染まないともいえないとの判断により、そのままとしました。 |
| 23 | #2.1.1.2.1 | 別タイトルの記録方法で、現行NCR等にある",_あるいは,_"の形は採用しないとの理解でよいか。 | その通りです。条文はそのままですが、本則・別法でそろえるなど、例示を改善しました。 |
| 24 | #2.1.1.2.2 | 例に「角書き」「割書き」があがっているが、記録の方法の記載がない。また、両者の違いが明らかでない。 | 「割書き」に統一し、条文に説明を加えました。 |
| 25 | #2.1.1.2.3 | タイトルにルビが付されている場合、本タイトル(ルビ)の形の別法は設けないのか。 | 設けていません。必要があれば異形タイトルとして記録することとなります。 |
| 26 | #2.1.1.2.8Bc) | 逐次刊行物、更新資料に限り共通タイトル、従属タイトルについての扱いが異なることについて、RDAに沿う規定ながら、適切かどうか課題になっていた。 | 現NCRの#13.1.1.1A,Bも「同一のタイトルのもとに表示」されているかどうかで判断しており、部編名の識別性を判断基準にしていません。RDAに準じた現案のままで、現在の規定・運用とそう食い違わないので、そのままとしました。 |
| 27 | #2.1.1.2.11C 別法 | 「未編集の映像資料～本タイトルの付与にあたっては、各映像の内容や長さを関連する体現形として記録する。」となっているが、本タイトルには、何を記録するのか。 | 本則の規定に沿って本タイトルを記録したうえで、各映像の内容や長さを関連する体現形として記録する、という意味であり、不適切な表現でした。そもそも別法ではなく任意追加とすべきところで、そう改めました。 |
| 28 | #2.1.1.2.16 | 日本語を表記する際にスリドット省略を使うことはほぼないので、本則と別法を逆にしてはどうか。 | 著しく不自然とはみなさなかつたので、RDAとの相互運用性の見地からそのままとしました。 |
| 29 | #2.1.1.4.2h) | 「規則的なパターンに従って巻号単位で複数のタイトルを使い分けるときを「単語に区切って表記する言語・文字種(英語等)から成る場合に」限定する必要があるのか。 | 言語で限定する必要はないので、指摘通り限定を削除しました。 |
| 30 | #2.2.0.4 | 例示から考えると、役割表示と名称の順序も含め、表示通りに転記するとの理解でよいか。和資料では、名称に続けて役割を記録する別法は設けないか。 | そのままとしました。NCR1987年版でも役割を後置する規定はなく、慣行として行われていることです。規則上は転記を原則とします。 |
| 31 | #2.2.0.4 | #2.2.0.4任意省略のb)「和古書における居住地」は和古書に限ったことではなく、一方#2.2.0.4A任意省略の「郷貫、号、字など」は漢籍に限ったことではない。和古書・漢籍を対象とする規定にしたほうがよいのでは。 | #2.2.0.4Aを「和古書・漢籍」とし、指摘の趣旨にも沿って再編成しました。 |
| 32 | #2.3.0.2.1 | 「コア・エレメント」という用語は、エレメントとサブエレメントに共通して使用する用語なのか。「版次および付加的版次は、コア・サブエレメントである。」とはしないのか。 | そのままとしました。下位エレメント(エレメント・サブタイプ、サブエレメント)もエレメントであり、「コア・エレメント」は共通して用います。 |
| 33 | #2.3.0.4.1 | NCR2018年版ではアラビア数字の使用が原則である。版表示だけ現NCRの原則を変更したのはなぜか。 | そのままとしました。RDAにも扱い、転記を本則としました。 |
| 34 | #2.3.1.1.1 | a)の説明が、「版」という語がないと版表示とはしないように読める。「序数と「版」、または他の版との内容の相違を示す「改訂」「増補」「新版」などの語を含むもの」ではどうか。 | 指摘に沿って改めました。 |
| 35 | #2.3.1.1.1A | 和古書・漢籍の版次について NCR1987年版の条文を踏襲して設けていたが、不要とする意見があり検討課題となっていた。 | 削除することとしました。 |
| 36 | #2.5 | 「刊行物」という用語を用いているが、「出版物」ではなく「刊行物」とするのか。 | 「刊行物」「非刊行物」の対がわかりやすいため、「刊行物」のままでした。なお、規定全体を通じて「出版物」としている箇所もあり、「刊行物」に統一しました。 |
| 37 | #2.5.0.2(→ #2.5.0.1) | 「オンライン資料はすべて刊行物とみなす」の記載がここにもあるが、製作表示等もこれに準じるという意味か。 | 頒布表示にも同じ記載を加えました。製作表示に付いては不要と考え、加えていません。 |
| 38 | #2.5.1.2A | 和古書・漢籍においても、現代の市町村等に対応するレベルの地名を記録するべきではないか。また「地名の別称が表示されている場合は、当時一般に用いられたものを付加する。」とあるが、「当時一般に用いられたもの」がどの形かは議論の可能性があり、識別上必要がある場合など限定的に適用したほうがよいのではないか。 | 和古書・漢籍に関する規定については、NCR1987年版の規定をなるべく変えずに移植することと定め、後日の課題とします。このため、指摘の箇所もそのままとしました。 |

| No. | 条項番号 | コメント・課題内容 | 対応結果 |
|-----|---------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 39 | #2.5.1.2.1 | 例えば、ゼンリンの住宅地図には、本社（福岡）と東京支社（東京）の出版地が表示されているが、一つの出版者に複数の出版地があるときは、そのすべてを記録するのか。 | 最初の一つだけをコア・エレメントとしています。データ作成機関の判断で省略は可能と考え、任意省略等は設けていません。 |
| 40 | #2.5.3.2.2A | 和古書等の奥付においては最後のものが最も主要な出版者であることが大半であり、過去の冊子目録等でも奥付の最後のものを代表として記録しているのがふつうであるのに、「表示されている順」とすると現代書のように前から記録されてしまう可能性がある。 | NCR1987年版にも沿って、「顕著なもの、最後のもの、その他のもの の順」と改めました。 |
| 41 | #2.5.5.2 | 「第1年を表す「元」は「1」に置き換えて記録する。」の規定は、転記の原則にも反し不要では。 | 指摘の通り削除しました。 |
| 42 | #2.5.5.2A別法 | 和古書・漢籍では、西暦を優先する別法は不要ではないか。 | 削除しました。 |
| 43 | #2.6.3.1.1 | 民国以降の中国書の出版者と発行者について言及されているが、明治期の図書にも相当複雑な状況があるはず。 | 扱うかどうかについて委員会で意見が分かれたために、今回は対応できず、今後の課題とします。 |
| 44 | #2.8.1.2Aほか | 「書写地」「書写者」「書写年」の表記を許容すべきでは。 | 「書写地不明」等の記録を可能としました。 |
| 45 | #2.9.1.1 | 著作権許年の扱いをどうするか、何らかの言及が必要ではないか。 | 扱うかどうかについて委員会で意見が分かれたために、今回は対応できず、今後の課題とします。 |
| 46 | #2.10.0.6 | 変化の場合にシリーズ表示を追加して記録するという規定は、NCR1987年版の考え方では記述の基盤の原則に反しているのではないか。 | ISBD等にも沿っているため、そのままとしました。 |
| 47 | #2.10.8.2.1 | シリーズ番号内に階層構造がある場合の区切り記号について、判断に迷うのではないか。 | 適用細則レベルの事項と考え、規定には含めませんでした。 |
| 48 | #2.14 | 「キャリアに関する事項」はエレメントではなく、この下にエレメントがある。条項名について、再検討の必要がある。 | いくつかの変更案を検討した結果、「キャリアに関する情報」と改めました。 |
| 49 | #2.16.0.2 | 「機器種別を記録する場合は、キャリア種別は機器種別と組み合わせで記録する。」とあるが、「組み合わせ」とはどういう意味か。 | 機器種別とキャリア種別の対応があることを示していましたが、「組み合わせで記録」という方法を用いるわけではないので、この表現は削除しました。 |
| 50 | #2.17.0.2.2 | ユニット数が不明な場合に助数詞も記録するとあるが、キャリアの種類を示す用語のみの記録でよいのではないか。 | 「数量」のエレメントなので助数詞のほうが主眼と考え、そのままにしました。 |
| 51 | #2.17.1.1.3 | 絵本などの場合、ページ付はないものの奥付上部にページ数が記載されている場合がある。これを記録する規定も設けてほしい。 | #2.17.1.1.2任意追加として、反映しました。 |
| 52 | #2.17.1.1.6 | 正しいページを記録して、誤植は注記する別法は設けないのか。 | 特に必要性が感じられず、そのままとしました。 |
| 53 | #2.17.1.1.7 | 「不完全な資料」には個別資料で扱うべき内容が含まれており、体現形の属性の規定に置いてよいか、検討の必要がある。 | 個別資料には数量のエレメントがなく注記として扱わざるをえないことを考えると、ここに残したほうがよいと判断しました。 |
| 54 | #2.17.1.4 | 例示で、「折りたたみ」と「folded」の記述位置が、（）の内と外とで異なっているのはなぜか。「折りたたみ」は下位ユニット表記の一部だが、「folded」は下位ユニット表記ではないということか。 | 「折りたたみ」は丸がっこに入れてはいますが、下位ユニットとの認識ではありませんでした。そのことが明確になるよう、条文を改めました。 |
| 55 | #2.17.2～ #2.17.4 | #2.17.2～#2.17.4の各規定について、ユニット（コンテンツ）の数を記録する本則と、キャリアの数を記録する別法が並列になっている。データ作成機関や部署ごとに、本則/別法の適用が分かれた場合、自分が見ている書誌データが、本則/別法のどちらに沿って作成されたものか意識し、区別して理解できる利用者は少ないため、利用者が混乱する点が懸念される。 | 現時点で本則に統一するのは困難と思われる、そのままとしました。本則・別法のどちらを適用しているかは、多くの場合助数詞で判断できます。 |
| 56 | #2.18.0.2.1 | 並び順にはなお検討の余地がある。RDAでは見出しのアルファベット順だが、ここは、最も頻度の多い、冊子を先頭にした。次いで機器不用。それから複数の機器種別にありうるものを五十音順（カセットからロールまで）、最後におそらく単一の機器種別に該当するものを五十音順に並べた。単純な五十音順よりは、まとまりを考えた。 | そのままとしました。 |

| No. | 条項番号 | コメント・課題内容 | 対応結果 |
|-----|-------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 57 | #2.18.0.2.1F | Objectの用語は、FRBR由来（訳語：物）とAACR2由来（訳語：物体）がある。ここはAACR2由来のものなので、AACR2の第10章「3次元工芸品・実物」に対応する語として、NCR1987年版の「博物資料」を使用すべきではないか。 | そのままとしました。ここはキャリア種別としての「オブジェクト」で地球儀等も含むため、「博物資料」より「オブジェクト」のほうが適切と判断しました。単に多面的な形状をなす有形資料という形状に着目する意味から、「博物」という語は範囲を狭めると思われました。 |
| 58 | 表2.24.0.2 | RDAのように地図資料/1枚もの/触知資料(点字テキスト)/触知楽譜ごとにレイアウトについての説明をまとめたほうが、理解しやすいのではないか。 | RDAは改訂されて、一本化されたリストになっています。しかし、確かにわかりにくいと考え、独自に区分けを行いました。 |
| 59 | #3.7.0.3.1 | 「破損・虫損等」は、和古書・漢籍の下位項目となっているが、個別資料一般でもこのようなことが起こるのではないか。 | 指摘に沿い、「破損・虫損等」は「和古書・漢籍」とは別に立項しました。 |
| 60 | #3.7.0.3.1 | 「注、訓点、識語、書き入れなど」となっていますが、「注、訓点」は体現形レベルで記述されるべき場合のほうか。アイテムレベルでしか記述されない「識語、書き入れ」等と一緒に規定するのは不適切ではないか。 | そのままとしました。注、訓点もここでは個別資料レベルのものを指しています。 |
| 61 | #4.1.3.1.2 | 任意規定を含め、本則と別法に整え直すほうがよい。 | 指摘に沿って改めました。 |
| 62 | #4.1.3.2 | 「著作の集合」と訳されているaggregate workの説明が理解促進にとって重要である。例えば「社会科学ジャーナル」が雑誌名という体現形のタイトルを根拠として作成された著作（著作の集合）のタイトルであることの説明がいずれかの場所にあった方が良いように思われる。例示が多く出てくると、理解が促進するかもしれない。 | #4.1.3.2の例示を増やしました。 |
| 63 | #4.1.4B | 「その著作の体現形または参考資料に表示された字体（繁体字、簡体字を含む）」とあるが、同一著作が様々な体現形に宿ることがあり、その場合、どの体現形も同じ字体とは限らないのでは。 | その通りですが、手元の体現形に基づいてデータ作成することが多くあると思われる（厳密に行うのであれば、参考資料を見る）。条文はそのままとしました。 |
| 64 | #4.1.4.1.2 | 「選集」について、意味が広い「部分」「抜粋」とすることも考えられる。 | 比較検討の結果、原案どおり「選集」としました。 |
| 65 | #4.1.4.2.1 | 「Works」を「全集」とせず、「作品集」としたことに異論がある。なお、「全集」とする場合は、#4.1.4.2.3において、「全集・選集」という形をとらず、「選集」とするという案もある。 | 「詩集」「小説集」等も、一般用語としては網羅性のニュアンスを特に持っておらず、その並びで考え原案どおり「作品集」としました。 |
| 66 | #4.1.4.2.1 | RDA にはないが、「箴言集」（アフォリズム集など用語は他にも考えられる）、「小品集」も加えてはどうか。 | 列挙されていない用語の使用が禁じられているわけではないことも勘案し、日本特有のもの以外はあえて追加しないこととしました。 |
| 67 | #4.6 | 「責任刊行団体」とはどのようなものか、具体例を示してほしい。 | 「責任刊行者」に改めました。説明を関連指示子の定義に合わせて変更し、例示を加えました。 |
| 68 | #4.13 | 法律、命令、条約は「法令」に含まれるので問題ないが、判例などが含まれることが分かりにくい。「等」でない包括的な表現はないか。 | 検討課題になっていましたが、適切な代案が見つからず、そのままとしました。 |
| 69 | #4.13.1.3 | 冒頭の「法令等には次のような種類がある。」の列挙は、「優先タイトルの選択」とは合わない。 | #4.13の直下に移しました。 |
| 70 | #4.13.3.1、 #4.13.4.1 | 「法令等の日付」は「著作の日付」の、「法令等のその他の特性」は「著作のその他の特性」のパリエーションである。関係を理解しやすくする必要がある。 | 「コア・エレメントである。」等の規定を「記録の範囲」からエレメントの直下に移しましたが、その際、「法令等の日付は、著作の日付のエレメントとして記録する。」等のように明示しました。 |
| 71 | #4.14.1.3.1、 1 | 「各部分が、部分であることを示す番号のみで識別される場合」の例示に交響曲の番号を持つ出するのはあまり適切でない。曲集中の1曲を番号でのみ識別するような事例は探せば他にありそう。 | 提供を受けた例示に修正しました。 |
| 72 | #4.14.1.4A | 複数形・単数形の扱いが2通りあることから、本則・別法の形で立項するのが望ましい。 | 本則・別法の形で立項しました。いずれかを一貫して選択する方式を本則としています。 |

| No. | 条項番号 | コメント・課題内容 | 対応結果 |
|-----|------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 73 | #4.14.1.4.2. 2～ #4.14.1.4.2. | 「単一のタイプのもの」「特定のタイプの全作品」は適切な表現でない。 | 「タイプ」は「楽曲形式または曲種」に改めました。 |
| 74 | #4.14.3.3.3 | 「unspecified」は「不明」より「不特定」とする方が適切なケースが多い。 | 指摘に沿って改めました。 |
| 75 | #4.14.3.3.3 | 「voices」を人間の声と楽器に区別すると問題が発生することがある。「声部」と意識することも考えられる。 | 指摘に沿って改めました。 |
| 76 | #4.15 | 内容といえども頭に浮かぶのは主題だが、記述目録法の範囲と割り切って主題は扱わないのか？ 何らかの説明が必要ではないか。 | 主題は実体間の関連として記録されます。これを扱う第45章が保留のため参照も示したが、そのままとしました。なお、「著作の内容に関する事項」は、「著作の内容」と改めています。 |
| 77 | #5.3.1 → #5.3 | 言語表現を全く含まないコンテンツの場合はどうするのか。存在すればコア・エレメントであるということを条文中で示すことが課題として残る。 | 「記述対象が言語を含む内容である場合は、」としました。 |
| 78 | #6 | 個人には、伝説上または架空の個人、人間以外の実体をも含む。RDAに準じているが、架空の個人等の扱いについては異論もある。 | IFLA LRM (Library Reference Model) でこの点が変更されています。RDAも変更される可能性があります。後日の課題とし、現時点では含めた扱いとしました。 |
| 79 | #6.1.3 | 「#6.1.4 記録の方法」の前の条項「#6.1.3 優先名称の選択」では、体现形および参考資料の表示データにおける選択なので、例示は情報源に表示されている形で示すべき。姓名をコマで区切ったり、読みを示したりするのは不適切。 | 指摘に沿って、多くの例示を改めました。なお、#7.1.3、#8.1.3も同様に改めました。 |
| 80 | #6.1.3.2 | 条文の順番は、最初に詳細度を挙げた後は、言語→文字種・読み→綴りという流れにしてある。しかし、変化の大きさの順に言語、文字種・読み、詳細度、綴りの順の方が良いという意見もある。 | 言語、文字種・読み、詳細度、綴りの順に改めました。 |
| 81 | #6.1.3.2C (→ #6.1.3.2B) | 条文を構造化したほうがよい。 | 提案に沿って改めました。なお、#4.1.3C、#8.1.3.1.B、#12.1.2.1Bも同様に改めました。 |
| 82 | #6.1.3.2D | 綴りのバリエーションについても、「多くで見られる形を選択し、多くの形が不明の場合は、最初に入手した資料に現れる形を選択する」という規則がよいのでは。 | 指摘に沿って改めました。 |
| 83 | #6.1.4 | 参照の「各種個人の名称」は正確には「各国人の名称」だが、表現に違和感があるため、家族#7.1.4の表現と合わせて「各種個人の名称」としている。より良い表現があれば修正する。 | 「各国人」を推す意見も寄せられましたが、「国」の表現は望ましくないと考え、「各種の名称」等に表現を改めました。 |
| 84 | #6.1.5.7 | 敬称は不要とする意見がある。NCR1965年版では敬称を付さない規定を設けており、新版予備版および1987年版では特に規定がない。現在、各館・機関によって敬称の有無に関する運用は異なるようである。 | 原案どおりとしました。 |
| 85 | #6.1.8 | 複数の語の区切りは「・」としているが、複合姓の場合には「=」も使用可能とするか。 | 使用可能としました。別法は立てず、「使用することができる」の条文としています。 |
| 86 | #6.2.1 | 「選択しなかった名称」と「選択したものと形が異なる名称」の2文があるが、選択しなかった名称であれば形が異なるはずで、どうして2文必要なのか？ | 名称自体が複数ある場合と、一つの名称に形が複数ある場合を区別しています。表現がわかりにくかったので、「選択しなかった名称」「選択した名称の異なる形」としました。なお、#7.2.1、#8.2.1も同様に改めました。 |
| 87 | #6.4.3 | 冒頭に「～称号は、データ作成機関が定める言語で記録する」とあるが、箇条書きの各項目（の一部）にも記録する言語の指示がある。 | a)～d)それぞれにのみ言語の指示をする形に改めました。 |
| 88 | #7.1.3.1A | 「家族」内の門流・分家（「藤原」に対する「近衛」「三条」「日野」など）は、「それぞれの名称を優先名称として選択する」ということでよいと思うが、「名称の変更」というのとも違うと思うので、団体の「#8.1.4.2 下部組織、付属機関」にならって、何らか規定しておいたほうがよいのでは。 | 特に本章では規定しませんでした。家族間の関連として扱うのが妥当と思われる。 |
| 89 | #8.1.3 | 正式名称の選択については、別法にして、「容易に判明する場合は」という限定句を含めないのが良いとする意見がある。現状では、「よく知られている名称を選択する」ことをあいまいにする恐れがあるからである。 | そのままとしました。別法となると、そちらを選択した機関にあっては、何が何でも正式名称ということになり、望ましくないと判断しました。 |

| No. | 条項番号 | コメント・課題内容 | 対応結果 |
|-----|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 90 | #8.1.3.1F | 「歴史の古い宗教団体」の古いというのはどこまでか？ | 客観的にどの程度の歴史をもつ団体かについては明示できません。条文に「慣用形」を用いることを記しているように、そのほうがよく知られた名前一般に定着し、識別に当たって時代による名称の揺れを超越した統一的な名称が必要になる程度に歴史がある団体と解しています。 |
| 91 | #8.1.5.1B | 例示の「日本,総領事館(オーストラリア パース)」は、「日本,総領事館(パース, オーストラリア)」の誤植か？ | 例示は正しく条文が誤っていましたので、改めました。 |
| 92 | #8.1.5.1C | 「～代表団等の名称に含まれる「日本」は省略～」は、「～「日本」および「日本政府」等は省略～」ではないか。 | 「「日本国政府」を意味する語句」に改めました。 |
| 93 | #8.1.5.5A | 県立高校の～県立を省いた形、大学に付属する機関に大学名が冠されない形など現状と大きく異なる。別法を設けられないか。 | 別法を設けました。 |
| 94 | #21.0 | 2段落目の文章を「統制形アクセス・ポイントは、(中略)必要な一貫性をもたらすものであり、典拠ファイルなどの手段で統制される。」等、一文につなげた方がわかりやすくなりませんか。 | 当該段落は、統制形アクセス・ポイントの説明のため、#21.1に移しました。提案例とはやや異なりますが、一文にまとめています。 |
| 95 | #21.0 | 「統制形アクセス・ポイントは、一群の資料に関するデータを集中するために必要な一貫性をもたらす。」について「統制形アクセス・ポイントは実体に関する記述を網羅的に検索するためのものである。」としてはどうか。典拠データも含まれているならば、資料ではなく「実体に関する記述」では。また、「集中」という用語はわかりにくく、そろそろやめてはどうか。 | 問題の文は通則から#21.1に移し、「統制形アクセス・ポイントは、典拠コントロールの対象であり、一群の資料に対するデータを集中するために必要な一貫性をもたらす。」としました。「集中」の語は今回も用いることとしました。また、統制形アクセス・ポイントによって集中されるのは資料であると解釈しています。 |
| 96 | #21.0 | 「アクセス・ポイントを構築する」というのは、RDAのconstructing access pointの直訳であり、やや生硬な感じがする。「アクセス・ポイントを設定する」にしてはどうか。 | そのままとしました。属性のエレメントの値を組み合わせで作られるので、「構築」が適切と考えました。 |
| 97 | #21.2 | 非統制形アクセス・ポイントについては、RDAには規定がない。規定の要不要について、検討の余地がある。 | 条文を修正し、規定を残しました。 |
| 98 | #21.3 | アクセス・ポイントと関連の関係がよくわからない。 | ここで関連に言及する条項は不要と判断し、削除しました。 |
| 99 | #22.1A | 優先タイトルの単独形による典拠形アクセス・ポイントの形を別法として設けているが、これは適切かどうか、次のとおり意見が分かれています。 ・適切とする意見では、日本では統一タイトル自体に慣れていないという実情も考慮すれば、別法として簡略な方法を選択できることも必要ではないかと考えている。 ・適切でないとする意見では、利用者による作成者を無視した不自然な検索を求めることや、作成者に対する典拠形アクセス・ポイントの関連指示子と、著作に対する典拠形アクセス・ポイントの形との対応が損なわれることが問題であると考えている。 | 残すこととしました。 |
| 100 | #22.1A | 優先タイトルのみで著作の典拠形アクセスポイントを構築する際は、同名異著作の場合のみ、適宜最も責任性のあると思われる作成者ひとりを典拠形アクセスポイントに付加するのがよい。 | 創作者を識別要素として付加することが曖昧だったため、条文を改めました。 |
| 101 | #22.0.1 | ・「手がかり」はアクセス・ポイントの説明によく用いられるが、かえってややこしく、「発見するためのデータ」等でのよいのではないか。 ・a)b)とも「発見する手がかり」となっているのに、下位項目が「把握できる」等別の表現なのは変では。 ・c)d)は似ているが、c)のみ下位項目がある。 | ・「手がかり」の表現は、適切と判断して残しました。 ・a)b)の下位項目は、「発見する手がかり」を具体的に述べたものと考えており、そのままとしました。 ・d)に合わせ、c)の下位項目は削除しました。 |
| 102 | #22.1B | 「具体化した資料」は曖昧。「体現形」ではいけないのか。 | 指摘に沿って改めました。 |
| 103 | #22.1.1 | #22.1.1～#22.1.5に中間見出しを設けたほうがよい。「著作と作成者との関連の形態の種類」はどうか。 | 指摘に沿って追加しました。 |
| 104 | #22.1.1A | ここに挙げたもので要件を網羅できるか、再検討の余地がある。 | 要件を網羅できているかを再検討し、特段の不足はないと判断し、変更しませんでした。 |
| 105 | #22.1.1A | 団体のみならず、家族に関してもこの種の規定が必要ではないか。対象を限定する規定が不在の今のままでは、グリム童話や、「壽岳文章・しづ著作集」等の作成者が、家族になってしまう。 | 家族を創作者とみなす著作の範囲については、他の規則類にも該当する規定がなく、今回は作成しませんでした。 |

| No. | 条項番号 | コメント・課題内容 | 対応結果 |
|-----|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 106 | #22.1.2 | 結合する作成者について、全員（本則）か、一者のみ（別法）かの中間に、作成者の数があまりにも多い共著作のケースを想定して、適宜省略できるとする任意省略規定が必要ではないか、 | そのままとしました。関連のエレメントとしての創作者の記録の、コア・エレメント規定との整合をどうとるかという問題があります。 |
| 107 | #22.1.2別法 | レイアウト上強調されているもの、それがないときは最初に表示されているもの、とすべきでは。 | 指摘に沿って改めました。 |
| 108 | #22.5.7.1A | 対応するRDA6.28.1.9.1と比較すると、ごく一部だけが反映されている。 | 指摘に沿って大幅に改めました。 |
| 109 | #23.1 | 必要な構成要素を付加して構築するように考えているが、目録委員会には「表現種別」の付加を必須にしてはどうかという意見がある。表現形に対するデータを常に必要とする実装（FRBR モデルに忠実な実装）もありうることを考えると、あらゆる表現形に共通して第一義的に存在する「表現種別」を常に付加することで、表現形に対する典拠形アクセス・ポイントの構築ルールを単純化できるという考えである。 | 「表現形に対するデータを常に必要とする実装」の現実味があまりなく、義務化すると言語の違いなどの現実的なケースで表現形のAAPを冗長にしてしまう恐れもあるので、原案のままとしました。 |
| 110 | #26.0.1 | ・「発見する手がかりとなる」の下位に「識別できる」「関連を理解できる」では、対応しないのでは。 ・「主題とする資料」は「関連する資料」に含まれるのではないか。 | ここは、大きく改めました。a)の下位項目には異形アクセス・ポイントの機能というべきものが含まれることから、全体を「統制形アクセス・ポイント」の機能と改めています。そのうえで、a)は「発見、識別できる」としました。「関連する資料」「主題とする資料」は代案がなく、そのままとしています。なお、#27.0.1、#28.0.1も同様に改めています。 |
| 111 | #26.1A | 26.1A以下は、日本の事情に即した例を示してほしい。例えば、お坊さんや宮司さんといった方々は「聖職者」なのか。「聖人であることを示す語句」には、たとえば「釈」は含まれるのか。天皇陛下や皇族方の典拠形アクセスポイントはどうか。個人名典拠コントロールは、従来日本では真剣になされてこなかったため、丁寧な説明が望ましいと考える。 | 仏教僧侶・神職は聖職者です。例示については、現時点では対応できていません。天皇・皇族は優先名称までで扱いきれていると考えています。 |
| 112 | #26.1.1 | 26.1.1c)の例では、典拠形アクセスポイントの漢字かなまじり形の後に、付記事項が（ヨミを伴わない形で）付加されているが、付記事項は日本語表記であってもヨミは不要ということか。この例の書き方では、ヨミとその他の付記事項が同じフィールドに入っているように見えるが、そのように理解して差し支えないのか（＝ヨミは付記事項なのか）？ | 読みまでが優先名称です。優先名称には読みを記録することとしています。付加する識別要素に読みを付すかどうかは任意です。 |
| 113 | #27.1.1 | 「家族のタイプ」の一つとして（家）が用いられている。familyを「家族」とすることと合わないのでは。 | 家族のタイプに用いる用語と、実体の名称を表す用語とは、必ずしも連動するものではないと考えています。 |
| 114 | #42.0.2.1 | なぜこれがコア・エレメントなのかがわかるとよい。 | 体現形と著作を必ず関連づけるという意味だということがわかるよう説明しました。 |
| 115 | #42.0.4.2C | 「複合記述」と「構造記述」の区別がつかない。 | 複合記述の説明が誤っており、改めました。 |
| 116 | #44 | 学位論文（特に博士論文）については、日本では公開が義務付けられているという事情に鑑み、アクセスを容易にするために、重要情報として主査および副査の氏名をアクセスポイントとして記録することを検討してもよいように思われる。 | 関連指示子の追加等の措置は行いませんでした。非創作者として関連づけることは、可能です。 |
| 117 | #44.3.5 | 「体現形とその他の個人・家族・団体との関連」は、「体現形と関連を有するその他の個人・家族・団体」のほうがよい。#44.4.3も同様。 | 指摘に沿って、改めました。 |
| 118 | 付録#C.2 | RDAに対応した関連指示子が、日本の著作の態様に照らして十分かどうか、検討の余地がある。 | 特に追加は行わず、RDAと対応した状態のままとしました。 |
| 119 | #46.1.1 | 例示に「最高責任者」とあるが、「元最高責任者」では？ | 「元」といった概念は関連指示子に持ち込んでいないと考えるので、そのままとし、#46.1.2（関連に関する説明）に説明の例示を加えました。 |